

## 規 則

「千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年3月27日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第19号

千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年千曲市規則第42号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に、「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に、「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、本則の表常時介護を要する状態の項の「177,950円」を「186,050円」に改める改正規定及び同表随時介護を要する状態の項の「88,980円」を「92,980円」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。